

(参考2)

発達障害児・者への相談支援体制(令和2年度当初時点)

		発達障害児:乳幼児期～学齢期中心			発達障害者:成人中心			対応の方向性
		相談等機関名		主な役割・業務内容	相談等機関名			
三次	府全域	京都府発達障害者支援センター 「はばたき」 (こども相談室)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画立案</li> <li>・府内の支援ネットワーク化</li> <li>・二次・一次機関への支援、困難ケース対応</li> <li>・人材養成、モデル事業等</li> </ul>	京都府発達障害者支援センター 「はばたき」		支援ネットワーク化の強化
二次	圏域	山城南	発達障害児支援拠点	京都府保健所(乳幼児期中心)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内のネットワークづくり</li> <li>・相談支援(乳幼児～学齢期)</li> <li>・地域支援(年中児サポート事後支援、市町村支援等)</li> <li>・発達クリニック(相談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内のネットワークづくり</li> <li>・相談支援/就労支援(成人中心)</li> <li>・自立支援協議会部会運営</li> </ul>	障害児者生活支援センター「あん」	<発達障害児> ・発達障害に係る初診待機期間の短縮と相談対応の強化 ・教育を始めとする関連分野と連携した支援  <発達障害者> ・業務内容の明確化(委託実施)
		山城北					障害児(者)地域療育支援センター ういる	
		乙訓					乙訓ひまわり園	
		中部					花ノ木医療福祉センター	
		北部					京都府立舞鶴こども療育センター	
丹後								
一次	市町村域	市町村(保健、障害福祉担当課) 障害児相談支援事業所 (府内96事業所:R3.3.1時点)			身近な相談支援	市町村(障害福祉担当課) 計画相談支援事業所 (府内124事業所:R3.3.1時点)		一次相談強化のためモデル市町村における研修実施